

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

#### 千葉市人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1ア行政職給料表等級別職務分類基準表4級の項中基準となる職務の欄を次のように改める。

- |    |                   |
|----|-------------------|
| 1  | 主査補の職務            |
| 2  | 総括主任保育士の職務        |
| 3  | 総括主任看護師の職務        |
| 4  | 総括主任栄養士の職務        |
| 5  | 隊長の職務             |
| 6  | 事務長の職務            |
| 7  | 主任指導主事の職務         |
| 8  | 主任管理主事の職務         |
| 9  | 困難な業務を所掌する指導主事の職務 |
| 10 | 困難な業務を所掌する管理主事の職務 |
| 11 | 上席の職務             |

別表第1ア行政職給料表等級別職務分類基準表5級の項中基準となる職務の欄を次のように改める。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| 1 | 場長（清掃工場に限る。）の職務     |
| 2 | 動物公園副園長補佐の職務        |
| 3 | 消防学校副校長の職務          |
| 4 | 困難な業務を所掌する事務長の職務    |
| 5 | 困難な業務を所掌する主任指導主事の職務 |
| 6 | 困難な業務を所掌する主任管理主事の職務 |
| 7 | 特に困難な業務を所掌する指導主事の職務 |
| 8 | 特に困難な業務を所掌する管理主事の職務 |
| 9 | 副所長の職務              |

- |                   |
|-------------------|
| 10 副館長の職務         |
| 11 委員会の事務局次長補佐の職務 |
| 12 専門員の職務         |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。